

京都市告示第266号

瀬戸内海環境保全特別措置法（以下「法」という。）第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可申請がありました。その概要は、次の1のとおりです。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次の2のとおり縦覧に供します。

平成16年8月12日

京都市長 榎本 頼兼

1 申請の概要

(1) 申請者の住所、名称及び代表者の氏名

京都市右京区太秦異町1番地

三菱自動車工業株式会社パワートレイン製作所

執行役員パワートレイン製作所所長 落 知 真 人

(2) 工場又は事業場の所在地及び名称

京都市右京区太秦異町1番地

三菱自動車工業株式会社パワートレイン製作所

(3) 特定施設に関する事項

ア 種類

水質汚濁防止法施行令別表第1第65号に掲げる酸又はアルカリによる表面処理施設

イ 能力

別表1のとおり

ウ 工事の着手及び完成並びに使用開始の予定年月日  
着工予定年月日 法第5条第1項の許可のあった日  
完成予定年月日 着工の日から25日を経過した日  
使用開始年月日 完成の日

エ 使用時間間隔及び1日当たりの使用時間  
別表1のとおり

オ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態  
の通常値及び最大値  
別表2のとおり

カ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たり  
の通常量及び最大量  
別表2のとおり

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

ア 種類、構造及び能力並びに汚水等の処理の方法  
別表3のとおり

イ 設置年月日  
別表3のとおり

ウ 使用時間間隔及び1日当たりの使用時間  
別表3のとおり

エ 使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後  
の汚水等の汚染状態の通常値及び最大値  
別表4のとおり

オ 使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後  
の汚水等の1日当たりの通常量及び最大量

別表 4 のとおり

2 縦覧期間及び縦覧場所

(1) 期間

平成16年8月12日から同年9月2日まで

(2) 場所

京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡町65番地 朝日ビル4階

京都市環境局環境政策部環境指導課内

別表 1

施設名	能力	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間
アルカリ洗浄機 (475)	1.5台/分	午前8時から午後7時まで及び 午後8時から翌午前6時までの 8時間

別表 2

区分 項目 施設名	通常				最大			
	PH	BOD (mg/l)	COD (mg/l)	量 (m <sup>3</sup> /日)	PH	BOD (mg/l)	COD (mg/l)	量 (m <sup>3</sup> /日)
アルカリ洗浄機 (475)	10	6300	1800	0.032	12	7600	2200	0.032

別表 3

処理施設名	減圧濃縮装置	総合排水処理装置
設置年月日	平成7年5月7日	昭和46年10月1日
種類	サクラ製 廃液処理装置	三菱ルルギー式加圧浮上 設備
構造	ステンレス製	コンクリート製
能力	88m <sup>3</sup> /日	14,400m <sup>3</sup> /日
処理の方法	蒸発分離	凝集+加圧浮上
使用時間間隔	8:00~6:00	0:00~24:00
1日当たりの使用時間	22時間連続	24時間連続
備考	復水は、総合排水処理装置で再度処理	排水は、公共下水道に放流

別表 4

処理施設名	区分	区別	項目							
			P H	BOD (mg/l)	COD (mg/l)	SS (mg/l)	n-ヘキサノ 抽出物質 (mg/l)	窒素 (mg/l)	燐 (mg/l)	量 (m <sup>3</sup> /日)
減圧濃縮装置	処理前	通常	10	6,300	1,800	100	420	830	< 0.1	66
		最大	12	7,600	2,200	120	510	1000	< 0.1	88
	処理後	通常	9.5	500	170	5	200	70	< 0.1	2
		最大	10	850	250	12	500	100	< 0.1	2.5
総合排水処理装置	処理前	通常	7~8	21	25	79	5	40	0.5	3700
		最大	8	40	40	95	9	50	2	4700
	処理後	通常	6.5~ 7.5	10	10	5	1	25	0.1	3700
		最大	6.5~ 7.5	15	15	15	2	35	0.2	4700

(環境局環境政策部環境指導課)